

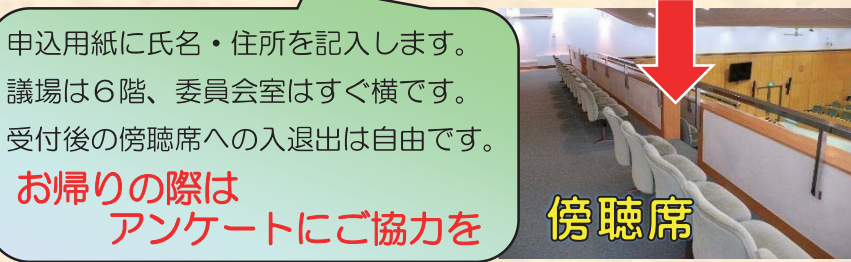
議会を傍聴するには



市役所正面玄関を歩いて 斜め右のエレベーターで5階へ



議会事務局窓口で傍聴手続を 奥へ進み扉を開けると



申込用紙に氏名・住所を記入します。
議場は6階、委員会室はすぐ横です。
受付後の傍聴席への入退は自由です。
**お帰りの際は
アンケートにご協力を**

傍聴席

平成27年 議会傍聴者数 (人)

	定例会				臨時会 第1回	閉会中	年間 合計	対前年 増減数
	第1回	第2回	第3回	第4回				
本会議	31	48	42	26	0	-	147	-24
常任委員会	総務	1	2	0	0	-	3	-9
	文教福祉	1	1	1	7	-	10	-5
	建設経済	1	0	2	1	-	4	-6
議会運営委員会	0	0	3	0	-	-	3	+2
特別委員会(※)	4	-	-	-	-	1	5	-28
合計	38	51	48	34	0	16	172	-70

(※) 予算・決算・議会改革の各特別委員会

傍聴席から

スクリーンに写真やグラフ等を映すのは有効だった。しかし、グラフを示すには画面が小さいと感じる。答弁をする市職員は、メモを見ながら下を向いて話すため、声が通らない場合があった。わかりやすく、的確な答弁をする努力をしてほしい。傍聴席の照明を明るくしてほしい。(61歳・男性)

本会議(一般質問を傍聴して)

本会議(採決等閉会を傍聴して)

ほとんど質疑応答や討論がないことが残念。子育て世代も傍聴できるよう、託児ルームを開設してほしい。(41歳・女性)

総務常任委員会管外視察報告

総務常任委員会は、11月9日・10日の2日間、愛知県東海市と東京都港区において管外視察研修を実施しました。

愛知県東海市では、東海市の顔にふさわしい「魅力ある中心市街地のまちづくり」について研修を行いました。



また、東京都港区では、各地区防災マップの作成、帰宅困難者対策や福祉避難所の運営方法等、「災害に強い地域づくり」について研修しました。

建設経済常任委員会管外視察報告

建設経済常任委員会は、11月10日から12日の3日間、長野県飯田市、ふじみ衛生組合、愛知県刈谷市において管外視察研修を実施しました。

長野県飯田市では「ツアー・オブ・ジャパンを通じた観光振興」について、先進地の事例を把握するため訪問しました。ふじみ衛生組合では「ごみ処理広域組合設立から現在までの経緯や取り組み状況」を研修しました。愛知県刈谷市では「交通渋滞等の課題に対する長期的な交通施策」について研修しました。



議会運営委員会管外視察報告

議会運営委員会は、11月5日に神奈川県横須賀市議会で「議会報告会」について研修し、翌6日に愛知県豊田市議会で「議会報告会及び市民シンポジウム」について研修しました。



本市議会も、議場を飛び出し、議員自身が直接市民のみなさまへ審査内容などを報告するために、「議会報告会」を開催しようとして、先進地での視察研修を行い、開かれた議会へ新たな一歩を踏み出すための検討を重ねています。

建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベスト(石綿)は、現在でも労働者や住民に被害が広がる公害となっている。東日本大震災の大量の瓦礫処理についても被害の拡大が心配される。

日本では、輸入石綿の80~90パーセントが不燃化、耐火工法として建設資材に使用されてきたため、特に建設業就業者の被害者が多い。

建設業は労災認定にも多くの困難が伴い、認定されないことが多くあるほか、企業独自の上乘せ補償も充実していないことが実態である。

国は「石綿による健康被害の救済に関する法律」を成立させたが、補償内容は不十分で、被害者とその遺族の生活も含めた補償の充実や救済基金の拡充が求められる。疾病の多くは長期間経過後に発症するため、死亡後に労災認定される事例や、医学的認定基準を満たさず、労災の認定とならない事例がある。

早期の労災認定は、発症者にとって大きな支えとなる。また、被害者が多い建設業従事者への救済は、全被害者に対する問題解決に波及すると考える。

よって、国に対し、建設業従事者におけるアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施、被害の拡大を根絶する対策を直ちに、問題の早期解決を図るよう要請する。

実効性のある避難計画もないままの高浜原発再稼働に反対する意見書

東日本大震災の際、全電源が失われ、放射性物質が外部に放出された福島原発は、いまだに原子炉内の核燃料を取り出すめどが立たず、広範な地域で住民が住めない状態が続いている。

原発事故での放射性物質の放出は広大な地域を汚染し、故郷すら奪い去ることを改めて知らしめるものでした。

しかし、高浜原発3・4号機では、原子力規制委員会による使用前検査が始まり、3号機については来年1月下旬に再稼働する方針を明らかにしている。

高浜原発再稼働については、福井地裁が「3・4号機の原子炉を運転してはならない」との決定を下しているが、関西電力が異議を申し立て、審理が済み、予断を許さない状況にある。京都、滋賀、福井でつくる「福井エリア地域原子力防災協議会」は緊急時対応案を了承し、福井県議会は、「高浜原発3・4号機の再稼働に同意する」決議を行っている。しかし、避難計画の具体的な問題は山積したままである。京田辺市は、高浜原発から約80キロの位置にあり、汚染地域となることも十分予測される一方、30キロ圏内からの避難者5千人を受け入れることになっている。現状での高浜原発再稼働は、30キロ圏内の避難者及び避難先となる自治体に大混乱をもたらすことが予想される。

よって、政府におかれては、避難計画の再検討を行い、実効性のある避難計画が策定されるまで高浜原発の再稼働をさせないことを求めるものである。